

広告募集案内【定価制】 R7. 4. 1
(施設広告掲出仕様書)

「大船駅北口（笠間口）壁面」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	大船駅北口（笠間口）壁面
施設概要	広告制限：大船北地区街づくり協議地区の範囲外のため、街づくり協議地区制限には抵触しません。 区分：行政財産（道路区域外） 屋外広告物には該当しません。
所在地（場所）	横浜市長区笠間一丁目 1 番（駅所在地は鎌倉市大船 1 丁目）
利用者数	乗降客数：約 17.7 万人/日（R5 年度時点） 笠間口通行者数：約 4 万人/日（R3 年度時点）
広告設置場所	北口通路内の壁面
広告掲出期間	1 か月以上 1 年まで 1 月単位での掲出

■広告料

掲載場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料（1 m ² あたり・月額・税込）
壁面 B（階段横の壁面）	4.20m～9.00m× 12.00m～14.40m	特に設けません	8,250 円（税抜 7,500 円）
壁面 C 1（1 階エレベーター前南側）	1.20m× 4.50m～6.32m	特に設けません	4,400 円（税抜 4,000 円）
壁面 C 2（1 階エレベーター前北側）	9.60m×7.10m	特に設けません	5,500 円（税抜 5,000 円）
壁面 D（エスカレーター横）	4.8 m ²	1 枠	8,250 円（税抜 7,500 円）
壁面 E（2 階エレベーター前）	4.5m×1.48m 1.1m×0.50m× 2	特に設けません	8,250 円（税抜 7,500 円）

- ※ 壁面 A（階段正面の梁）は今回募集対象外です。
- ※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。
- ※ 消費税法等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを広告料額とします。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとします。
- ※ 広告物の面積若しくは長さ 0.01 m²若しくは 0.01m 未満の端数があるときは、その端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとします。
- ※ 空き状況については、お問合せください。
- ※ 広告料金等は変更になる場合があります。なお、変更する場合は、募集案内を変更します。

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	○掲出を希望する日の 2 か月前までに申込書及び広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってご提出ください。 ○申込みは 3 か月前から受け付けます。

	○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までに広告原稿をご提出いただけない場合又は審査・広告内容等の調整・修正に時間を要した場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがあります。その場合であっても広告料は減額しませんのでご注意ください。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得てください。 ○掲出する広告は貼付面を傷めず（ビス等による穴あけ不可）、再剥離が可能（粘着剤が残らない）なものとし、原則として、壁面（化粧パネル等）に直接貼るシールタイプのものとしてください。 ○壁面A、B、C 2、D、Eの広告掲出等の作業は、通路の閉鎖時間中（午前1時30分～午前4時30分）に行ってください。壁面C 1の広告掲出作業は、通行の妨げとならないよう、十分注意して行ってください。 ○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。また、広告の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があります。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受け、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（1㎡あたり月額1,100円）をお支払いください。なお、原則として、使用開始日までに使用期間分の全額をお支払いいただきます。
その他	○広告の掲出にあたっては、本市との協定の締結が必要です。 ○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告の掲出、意匠変更、撤去に係る作業について、作業日の2週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を道路局事業推進課までご連絡ください。 ○広告掲出期間内（返還指定日の24時まで）に、原状復帰をしてください。 ※返還指定日の24時を超えて、撤去等に係る作業はできません。 ※例 返還指定日が3月31日の場合 撤去作業期限：3月31日の午前1時30分～午前4時30分 ○道路管理者による定期点検等維持管理の際には、広告表面から打音、触診及びマーキング（チョーク等の容易に消せるもの）をすることがあります。あらかじめご了承ください。 ○本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。

■ 申込み

申込条件	広告代理店又は広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な事業者
申込方法	広告掲載申込書（別添）をEメール等で下記申込先へ送付してください。 ※複数枠のお申込みも可能です。 行政財産目的外使用許可申請書はEメール等で下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締め切ります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込みがあった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領し

	た申込書は、翌開庁日の午後 5 時 15 分までに受領した申込書と同順となります。)
申込期限	掲出希望日の 2 か月前までにお申し込みください。
申込先	(担当課名) 横浜市道路局事業推進課 (所 在 地) 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 (TEL/FAX) TEL 045-671-3532 /FAX 045-651-6527 (E メール) do-event@city.yokohama.lg.jp

■地図

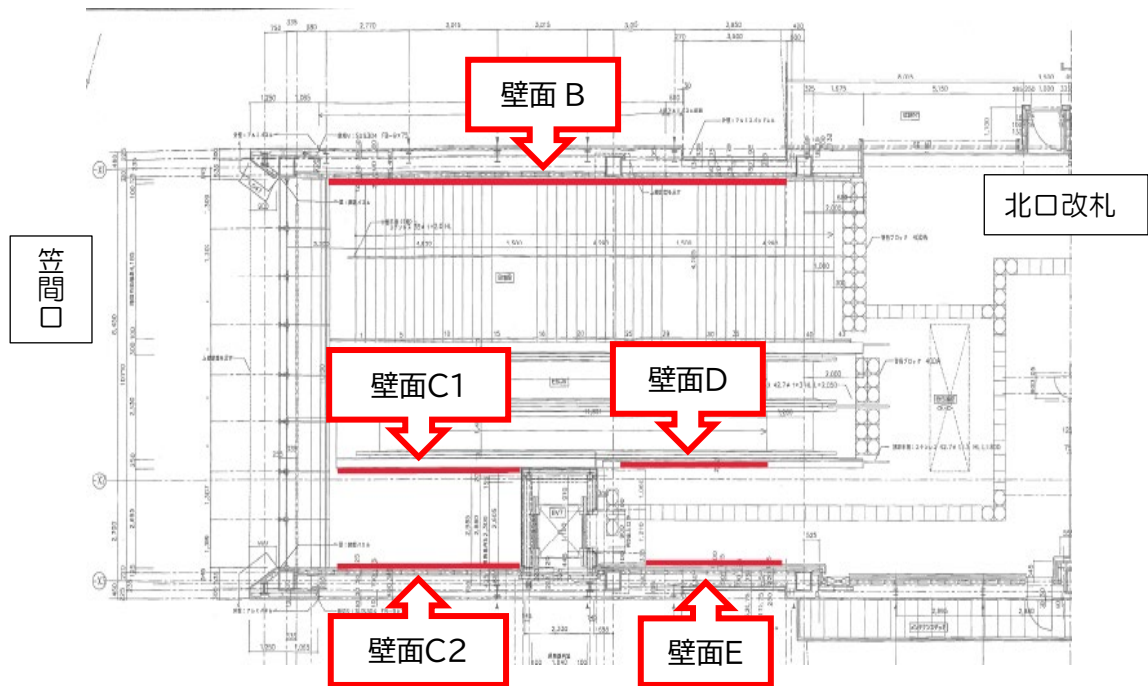


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

外観



広告掲載場所



壁面B



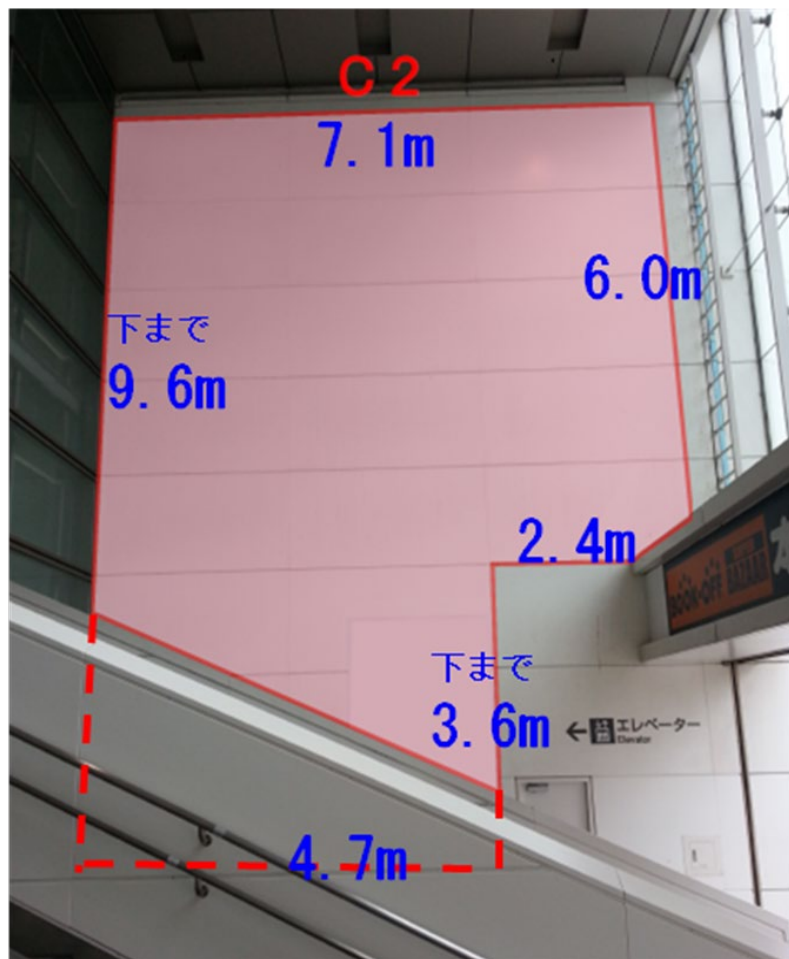
壁面C 1



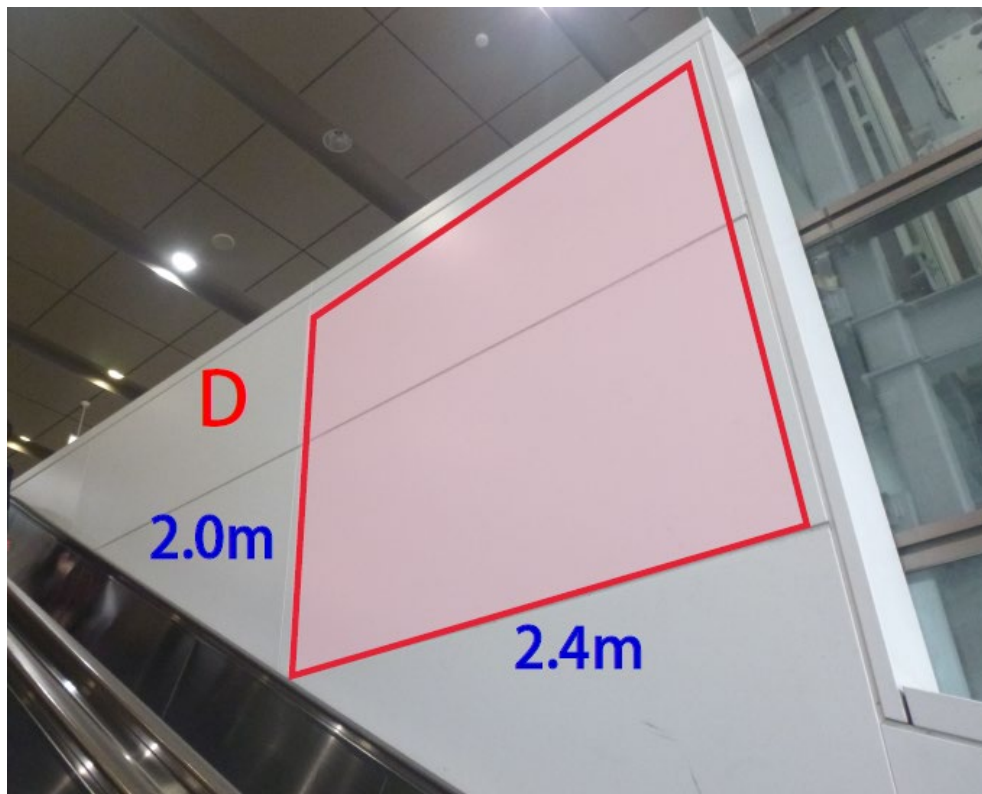
壁面C 2 (下部)



壁面C 2 (上部)



壁面D



壁面E

